

平成 23 年 7 月 11 日

各 位

朝 日 印 刷 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 河 村 孝 一  
(コード番号 3951 東証 市場第二部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 崎 洋 治  
T E L 076-421-1177

## ストックオプション(新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 95 回定時株主総会の決議に基づき、会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定により、平成 23 年 7 月 11 日開催の取締役会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を下記のとおり決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由  
当社従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として発行するものであります。
2. 新株予約権の発行要領
  - (1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数  
当社従業員 444 名に対し、910 個を割当てる。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
目的となる株式は当社普通株式 455,000 株を上限とし、新株予約権 1 個当りの株式数(以下「付与株式数」という。)は 500 株とする。なお、新株予約権を割当てる日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、上記のほか、新株予約権を割当てる日以後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。
  - (3) 新株予約権の総数  
910 個
  - (4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
  - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日の終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡し、時価発行として行う公募増資、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有している当社普通株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成25年8月1日から平成30年7月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところにより、相続人が新株予約権を行使することができる。
- ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

②新株予約権者が上記（7）に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

#### （10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

#### （11）組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。

##### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は上記（5）に定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込代金に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定する。

##### ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件

上記（9）に準じて決定する。

（12）新株予約権の割当日

平成23年7月31日を予定

（13）新株予約権証券を発行する場合の取扱い

該当なし。

（14）新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

ご参考

定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成23年4月28日

定時株主総会の決議日

平成23年6月29日

以上